

「民間福祉団体等が行う地域福祉活動振興基金（内藤基金）」

助成事業の見直しについて

昭和60年度に高島市出身の故内藤文五郎氏の寄附金をもって創設した「社会福祉施設振興基金」（内藤基金）は、昭和61年度から滋賀の社会福祉の向上のため、社会福祉施設を中心に助成を行ってまいりました。

以降、社会福祉制度改革や福祉ニーズ、課題の変化に応じて助成対象と内容を改め、昨年度（平成27年度）まで「民間福祉団体等が行う地域福祉活動振興基金」（内藤基金）として、民間福祉団体等が行う先駆的、開拓的な福祉事業・活動に対して助成を行ってまいりました。

今年度、内藤基金の創設30年を迎えるにあたり、本会では、今日の地域社会や社会福祉をとりまく諸課題を鑑みると、「共に生きる社会」づくりや「社会的排除のない社会づくり」の推進とともに、社会福祉の対象の拡大に伴う社会福祉施設等の現場実践の質の向上が重要であると考えました。

そこで、助成事業の内容を大幅に見直し、「地域や学校における福祉教育（学習）事業」と「福祉の現場における実践的な調査研究事業」の2つの事業に対して助成することといたしました。

つきましては、新しい「内藤基金」の助成を積極的にご活用いただきますよう、ご案内申し上げます。

平成28年（2016年）5月

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

**「民間福祉団体等が行う地域福祉活動振興基金（内藤基金）」助成事業
FAQ**

1 どのような事業が助成の対象となりますか。

⇒この助成は「地域や学校における福祉教育（学習）に関する事業」と「福祉に関する実践的な調査研究事業」に助成します。

「地域や学校における福祉教育（学習）に関する事業」では、小、中、高等学校等の学校が、児童・生徒に対して、地域住民や様々な専門機関、障害のある方等とともに取り組む福祉教育実践のプログラムや、社会福祉協議会をはじめとした団体が学校と協働して取り組む福祉教育実践プログラムが助成対象となります。

「福祉に関する実践的な調査研究事業」では、例えば、滋賀県内の社会福祉施設においてケアや相談支援の質を高めるために取り組む調査や実践事例研究等に対して助成します。この場合、あくまで滋賀県の現場実践の質の向上を目的としているために、大学等の教員が個人で実施する調査研究は助成対象となりません。もちろん、滋賀県内の社会福祉施設等との共同研究の場合は助成の対象となります。

2 自己資金がなくても申請できますか。

⇒申請できます。ただし、助成の上限は 100 万円です。

3 3 年間の事業でないと申請できませんか。

⇒この助成は最大 3 年間助成することとしており、1 年間あるいは 2 年間の事業でも申請できます。ただし、助成期間に関係なく 1 事業あたりの助成の総額（上限）は 100 万円です。

4 「福祉に関する実践的な調査研究事業」の助成を受けた場合、「滋賀県社会福祉学会」での報告を行わなければならないとされていますが、「滋賀県社会福祉学会」とは何ですか。

⇒「滋賀県社会福祉学会」とは、滋賀県の社会福祉を現場や地域から高めることを目的に、昭和 58 年 2 月から開始された滋賀県独自の学会で、平成 28 年度で 35 回を迎えます。初代会長はびわこ学園理事長の岡崎英彦氏が務めました。

学会といってもいわゆる学術学会ではなく、社会福祉や保健、医療、教育等、社会福祉に関する幅広い実践者や研究者、地域福祉活動実践者が実践や調査研究を発表する場であり、今まで約 1,900 題が発表され、延べ 1 万 4 千人が参加しています。

なお、「地域や学校における福祉教育（学習）に関する事業」で助成を受けた場合であっても、ぜひ、積極的に発表してください。

5 助成申請はどのようにして審査され決定されますか。

⇒基金の運営委員会が審査を行い、その結果を受けて滋賀県社会福祉協議会会長が決定します。なお、平成28年度は7月上旬に決定する予定です。

6 助成件数は何件ですか。

⇒毎年度ごとの予算の範囲内で決定します。

7 助成金はどのようにして交付されますか。

⇒助成を決定した団体や学校に対して、請求を受けて概算払いにより交付します。この場合、複数年度にわたる事業では、申請書に記載された年の金額を交付します。したがって、たとえば、2年目には2年目に必要な（申請のあった）助成金の請求をしていただきます。

8 助成金の実績報告と精算はいつ行えば良いのですか。

⇒年度ごとに実績報告と精算報告をしてください。複数年度にわたる事業の助成の場合、その年度において剰余金が出た場合は、一旦、返金していただきます。

9 3年間の計画に変更があった場合、あるいは変更したい場合はどうすればよいのですか。

⇒その都度、本会事務局に協議をしてください。大幅な事業計画の変更がある場合は、再度、審査会に諮り助成の継続の可否について審議します。よって、場合によっては、助成を打ち切ることもあります。

10 「8. 申請者の所属する団体・学校長の推薦コメント」または「9. 市町社会福祉協議会の推薦コメント」は必ず必要ですか。また、どちらが必要ですか。

⇒必ず必要です。

「地域や学校における福祉教育（学習）に関する事業」の場合は、「8. 申請者の所属する団体・学校長の推薦コメント」とともに、地元の市町社会福祉協議会から「9. 市町社会福祉協議会の推薦コメント」を受けてください。

「福祉に関する実践的な調査研究事業」の場合は、「8. 申請者の所属する団体・学校長の推薦コメント」を受けて下さい。例えば、施設長や大学等研究協力機関の推薦コメントを記載してください。（市町社協の推薦は必要ありません。）